

愛媛県身体障がい者福祉センター
及び愛媛県障がい者更生センター
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和5年8月

愛 媛 県

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 1 | 指定管理者募集の目的 | 1 |
| 2 | 施設の概要 | 1 |
| 3 | 指定管理者が行う業務及び管理の基準 | 4 |
| 4 | 指定期間 | 5 |
| 5 | 管理運営に要する経費 | 5 |
| 6 | 申請資格等 | 6 |
| 7 | 募集要項の配布、現地説明会等 | 7 |
| 8 | 参加意思表明書の提出 | 9 |
| 9 | 申請の手続 | 9 |
| 10 | 指定管理者の候補者の選定 | 10 |
| 11 | 指定管理者の指定及び協定の締結 | 12 |
| 12 | 業務開始前に管理の実施が困難になった場合 における措置に関する事項 | 13 |
| 13 | 指定期間満了前の取消し | 13 |
| 14 | その他 | 14 |
| 15 | 添付資料 | 14 |
| 16 | 問合せ先 | 15 |
| 別紙1 | 指定管理者募集スケジュール | 16 |
| 別紙2 | 提出書類一覧 | 17 |

(別添資料) 障がい者スポーツ関係事業

愛媛県身体障がい者福祉センター及び愛媛県障がい者更生センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

愛媛県身体障がい者福祉センター（以下「身障センター」という。）及び愛媛県障がい者更生センター（以下「更生センター」という。）などの地方自治体の公の施設（一般住民が利用する施設）の管理運営を行う者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき以前は公共的な団体に限られていましたが、平成15年6月の地方自治法の改正（同年9月施行）により、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者も対象となる「指定管理者制度」が創設され、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの18年間、公募により選定された民間の指定管理者が管理運営を行っています。

この度、愛媛県では、身障センター及び更生センターの指定管理者の更新の時期を迎え、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条の規定及びこの要項に定めるところにより、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間の身障センター及び更生センターの指定管理者を、広く募集します。

2 施設の概要

(1) 身障センター

ア 名称

愛媛県身体障がい者福祉センター

イ 所在地

愛媛県松山市道後町2丁目12番11号

ウ 面積

① 敷地面積 5,900.0㎡

② 総延床面積2,900.1㎡

③ 建物概要

| 名称 | 構造等 | 建築時期 |
|-------|---------------------------------------|----------|
| センター棟 | 鉄筋コンクリート造地上2階建（アリーナ、屋外機能回復訓練場、運動療法室等） | 昭和57年10月 |
| 駐車場 | 乗用車49台（うち身体障がい者用6台） | |
| 運動場 | フィールド、器具庫、便所、バックネット等 | |

エ 法的位置付け

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち身体障害者福祉センターA型（無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設）

オ 設置目的

身体に障がいのある人々に対し、更生に必要な各種の相談に応じるとともに、機能

回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導を行うなど身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

カ 施設概要

身障センターの施設等については、添付資料2の「愛媛県身体障がい者福祉センター施設等概要」を参照してください。

| 業務区分 | 主な事業内容 |
|---------------------|---------------------------|
| ① 身体障がい者の更生に必要な相談 | ○ 生活、医療、訓練、職業等についての相談 |
| ② 機能回復等の訓練 | ○ 医師の診断のもと、専門職員が機能回復訓練を行う |
| ③ スポーツ、レクリエーション等の指導 | ○ 障がい者スポーツ、レクリエーション等の指導 |
| ④ スポーツ施設等の提供 | ○ 体育館、運動場等の提供 |

キ 開館年月日

昭和57年10月1日

ク 総事業費

約7億3千万円

ケ 業務概要（愛媛県身体障がい者福祉センター管理条例（平成17年愛媛県条例第56号。以下「身障センター条例」という。）第2条に基づく身障センターの業務）

- (ア) 身体障害者の更生のために必要な各種相談に関する事。
- (イ) 身体障害者の社会活動への参加及び自立を促進するために必要な機能回復、補装具装着等の訓練に関する事。
- (ウ) 身体障害者の健康の増進を図るために必要なスポーツ及びレクリエーションの指導に関する事。
- (エ) 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な施設の提供に関する事。
- (オ) その他身体障害者福祉事業に関する事。

コ 事業実績等

身障センターの運営体制、事業実績等については、添付資料3の「愛媛県身体障がい者福祉センター実績概要」を参照してください。

サ その他

施設及び事業の概要については、身障センターのホームページも参照してください。

<http://www.ehime-swc.or.jp/facility/shinsho>

(2) 更生センター

ア 名称

愛媛県障がい者更生センター

イ 所在地

愛媛県松山市道後町2丁目12番11号

ウ 面積

- ① 敷地面積 5,510.0㎡
- ② 総延床面積 2,268.47㎡
- ③ 建物概要

| 名称 | 構造等 | 建築時期 |
|-------|---|----------|
| センター棟 | 鉄筋コンクリート造地上2階建 ・ 宿泊：宿泊室11室、定員45人 ・ 浴場（温泉）、食堂、大広間等 | 昭和58年10月 |
| 駐車場 | 乗用車9台（身障センターと共用あり） | |

エ 法的位置付け

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）に基づく身体障害者福祉センターのうち障害者更生センター（身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設）

オ 設置目的

身体に障がいのある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。

カ 施設概要

更生センターの施設等については、添付資料5の「愛媛県障がい者更生センター施設等概要」を参照してください。

| 業務区分 | 主な事業内容 |
|----------------|--|
| ① 宿泊、休養等の施設の提供 | <input type="radio"/> 宿泊施設の提供 <input type="radio"/> 温泉施設の提供 <input type="radio"/> その他休養等の施設の提供 |

キ 開館年月日

昭和58年10月1日

ク 総事業費

約6億4千万円

ケ 業務概要（愛媛県障がい者更生センター管理条例（平成17年愛媛県条例第57号。

以下「更生センター条例」という。）第2条に基づく更生センターの業務）

(ア) 宿泊、休養等の施設の提供に関すること。

(イ) その他必要な業務。

コ 事業実績等

更生センターの運営体制、事業実績等については、添付資料6の「愛媛県障がい者更生センター実績概要」を参照してください。

サ その他

施設及び事業の概要については、更生センターのホームページも参照してください。

<http://www.yurinso.jp/>

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

(1) 指定管理者が行う業務

- ア 身障センター（身障センター条例第3条）
 - (ア) 身障センターの事業の実施に関する業務
 - (イ) 身障センターの利用の許可に関する業務
 - (ウ) 身障センターの利用の促進に関する業務
 - (エ) 身障センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - (オ) その他知事が定める業務
- イ 更生センター（更生センター条例第3条）
 - (ア) 更生センターの事業の実施に関する業務
 - (イ) 更生センターの利用の許可に関する業務
 - (ウ) 更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務
 - (エ) 更生センターの利用の促進に関する業務
 - (オ) 更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
 - (カ) その他知事が定める業務

(2) 管理の基準

- ア 開館時間、休館日及び利用の許可等
身障センター条例及び更生センター条例の規定のとおりとします。
- イ 個人情報の保護
指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
- ウ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
- エ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）が適用されます。
- オ その他
上記のほか、指定管理者は、身障センター及び更生センターの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者は、身障センター及び更生センターの業務を一体的に行い、管理運営の効率化と利便性の向上を図るよう努めてください。
- イ 業務の内容の詳細は、添付資料1の「愛媛県身体障がい者福祉センター指定管理者業務仕様書」及び資料4「愛媛県障がい者更生センター指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- ウ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。
- エ 指定管理者は、障がい者団体や障がい者スポーツ団体等と積極的に連携を図るとともに、障がい者のニーズを把握し、障がい者の社会参加推進に寄与するよう努めて

ください。

オ 身障センターは、県の障がい者スポーツの拠点施設であることから、次のような障がい者スポーツの振興に関する事業を実施できるだけの専門知識を有する人材とノウハウ等を備えていることが望ましい。（当該事業の令和5年度の交付要綱等、並びに補助金額及び委託契約金額は別添資料「障がい者スポーツ関係事業」のとおりです。）

- (ア) 全国障がい者スポーツ大会派遣選手選考記録会
- (イ) 全国障害者スポーツ大会派遣事業
- (ウ) 障がい者スポーツ協会表彰事業
- (エ) 障がい者スポーツ講習事業
- (オ) 障がい者スポーツ指導員養成事業
- (カ) 全国障がい者スポーツ大会中・四国予選会開催事業
- (キ) 障がい者スポーツ地域コーディネーター設置事業
- (ク) 愛媛県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金
- (ケ) 障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金
- (コ) 全国障害者スポーツ大会中・四国ブロック予選会出場費補助金
- (サ) パラアスリート支援費補助金
- (シ) タンDEM等サイクリング体験普及事業

4 指定期間

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

更生センターの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項の規定する利用料金制を採用します。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）、愛媛県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、更生センター条例第12条の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

(2) 委託料

委託料の額は、毎年度 129,563千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）（身障センターの上限額：毎年度 60,858千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）、更生センターの上限額：毎年度 68,705千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。））を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

(3) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

(4) 委託料の支払方法

委託料の支払い時期については、原則として四半期ごとの前払金となります。

なお、経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

6 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、愛媛県内に事務所を置き、社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。

（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

キ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

ク 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団排除措置事由に該当する者

(2) 申請資格の留意事項

ア 「社会福祉事業に関する活動実績を有する法人等の団体」とは、社会福祉法（昭

和26年法律第45号) 第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を申請日時点で1年以上実施している法人等の団体をいいます。

イ 「団体」は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

| | |
|-------------|---|
| ア 配布期間 | 令和5年8月1日(火)から8月31日(木)までの平日 |
| イ 配布時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| ウ 配布場所 | 愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 |
| エ 郵送を希望する場合 | 郵送を希望する場合は、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号A4判用)を同封の上、配布場所宛に請求してください。(8月28日(月)必着) |
| オ その他 | 募集要項等については、愛媛県のホームページからも取り込むことができます。 http://www.pref.ehime.jp/ |

(2) 現地説明会

| | |
|---------|---|
| ア 日時 | 令和5年8月21日(月) 午前10時00分から2時間程度 |
| イ 場所 | 身障センター2階大会議室 |
| ウ 内容 | ① 募集要項及び業務仕様書の説明 ② 施設見学 |
| エ 申込方法等 | ① 令和5年8月14日(月)までに、別添の現地説明会参加申込書(様式8)を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課へ提出してください。 ② 申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。 |
| オ 留意事項 | ① 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催をとりやめます。(参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。) ② 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。(施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。) |

(3) 資料の閲覧

| | |
|--------|--|
| ア 閲覧資料 | <ul style="list-style-type: none"> ① 身障センター関係 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工図等 ・関係規程等 ・令和5年度保守点検等委託契約に係る仕様書 ・令和3・4年度事業の実施状況資料 ・作成・発行した冊子 ② 更生センター関係 <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事竣工図等 ・関係規程等 ・令和5年度保守点検等委託契約に係る仕様書 ・令和3・4年度事業の実施状況資料 ・作成・発行した冊子 |
| イ 閲覧期間 | 令和5年8月1日（火）から9月29日（金）まで |
| ウ 閲覧時間 | 午前9時から午後5時まで |
| エ 閲覧場所 | 身障センター及び更生センター |
| オ 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ① 閲覧を希望する場合は、あらかじめ愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課へ連絡し予約の上閲覧してください。 ② 資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。 ③ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。 ④ 閲覧期間は、8月31日（木）以降は、参加意思表明書（様式1）を提出した法人等に限定します。 |

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

| | |
|------------|---|
| ア 受付期間 | <p>第1回：令和5年8月1日（火）から8月21日（月）</p> <p>第2回：令和5年9月4日（月）から9月11日（月）</p> <p>なお、第2回目の受付は、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみ限定します。</p> |
| イ 受付方法 | 別添の質問票（様式9）を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。 |
| ウ 質問に対する回答 | <ul style="list-style-type: none"> ① 質問事項に対する第1回目の回答は、8月28日（月）に行います。 ② 2回目の回答は、参加意思表明書を提出した全ての法人等に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は9月20日（水）までに行います。） |

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）とします。

なお、郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）の場合は、8月31日（木）午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。なお、各書類の説明については、提出書類一覧（別紙2）を参照してください。

(1) 提出書類

- | |
|---|
| ア 指定管理者指定申請書 |
| イ 身障センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書 |
| ウ 更生センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書 |
| エ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書 |
| オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の事業報告書、 財産目録、貸借対照表及び収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類 |
| カ 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予 算書 |
| キ 申請者の概要を記載した書類（社会福祉事業の活動実績を含む。） |
| ク 役員名簿 |
| ケ 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書 |
| コ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書 |
| サ 印鑑証明書 |
| シ 提出書類のうち該当のないものについての申立書 |

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（副本は複写可）とします。

(3) 提出期間

令和5年9月22日（金）から令和5年9月29日（金）までの執務時間中とします。
ただし、郵送等の場合は、9月29日（金）午後5時15分までに必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、申請者に帰属します。ただし、愛媛県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。

ウ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書又は収支計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例、身障センター条例、更生センター条例、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を承知の上で申請してください。

オ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式10）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

| 選 定 基 準 | 審 査 項 目 | 配点 |
|---|---|----|
| ア 身障センター及び更生センターの管理を適正かつ確実にを行うことができるものと認められるものであること | ① 一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。 | 必須 |
| | ② 計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力を有すると認められるか。また計画全体の内容が創意工夫に富み具体的、現実的か。 | 30 |
| | ③ 事業計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。 | 10 |
| | ④ 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。 | 10 |
| イ 身障センター及び更生センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること | ⑤ 利用促進に向けた積極的な取り組みが計画されているか。 | 10 |
| | ⑥ 利用者の利便性の向上に対する積極的な取り組みが計画されているか。 | 10 |
| | ⑦ 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取り組みが計画されているか。 | 10 |
| 合計点 | | 80 |

(3) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書若しくは収支計画書を提出した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 審査会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とすることがふさわしくないと認められる場合
- ケ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ア 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。

なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査

を省略する場合があります。

イ 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があるほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案が愛媛県議会に上程され、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、身障センター及び更生センターの管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 県が支払うべき委託料に関する基本的な事項
- (エ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) 指定期間に関する事項
- (ケ) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (コ) その他

イ 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に県が支払うべき委託料に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

ア 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に変更は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、令和6年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定に係る議案が否決されたとき
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められる場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることがふさわしくないと認められる場合
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (6) この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明したとき
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき

イ 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき

オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき

(ア) この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明したとき

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実にないと認められるとき

カ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合

キ その他愛媛県が必要と認めるとき

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ア 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- イ 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- ウ その他指定管理者が必要と認めるとき

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ア 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- イ 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ウ 災害等の発生により、愛媛県又は施設所在市町が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- エ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。
- イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期管理者が円滑かつ支障なく、身障センター及び更生センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和6年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担することとします。

- (2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
愛媛県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 愛媛県身体障がい者福祉センター指定管理者業務仕様書
- 資料2 愛媛県身体障がい者福祉センター施設等概要
- 資料3 愛媛県身体障がい者福祉センター実績概要
- 資料4 愛媛県障がい者更生センター指定管理者業務仕様書
- 資料5 愛媛県障がい者更生センター施設等概要
- 資料6 愛媛県障がい者更生センター実績概要

16 問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第1別館1階

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

障がい施設係

電話 089-912-2421

ファクシミリ 089-931-8187

電子メール syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

別紙 1

指定管理者募集スケジュール

| | |
|-----------------|---|
| 令和5年 8月 1日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布開始 ・ 資料の閲覧開始 ・ 現地説明会参加申込受付開始 (様式8) ・ 質問 (第1回目) 受付開始 (様式9) |
| 令和5年 8月14日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地説明会参加申込締切 |
| 令和5年 8月21日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>質問受付(第1回目)締切</u> 午後5時15分まで |
| 令和5年 8月21日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現地説明会</u> 午前10時00分から2時間程度 身障センター2階大会議室 |
| 令和5年 8月28日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第1回目) に対する回答 |
| 令和5年 8月31日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布終了 ・ 参加意思表明書の提出締切 |
| 令和5年 9月 4日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第2回目) 受付開始 |
| 令和5年 9月11日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 (第2回目) 締切 午後5時15分まで (回答は随時実施) |
| 令和5年 9月22日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の受付開始 |
| 令和5年 9月29日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請の受付締切</u> 午後5時15分まで ・ <u>資料の閲覧終了</u> |
| 令和5年 10月下旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補予定者の審査・選定 |
| 令和5年 11月上旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者候補者の決定 ・ 指定管理者候補者の決定通知及び公表 |
| 令和5年 12月県議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定の議決 (例年12月上旬頃) |
| 令和6年 1月 | <ul style="list-style-type: none"> (議会の承認が得られれば) ・ 基本協定の締結 |
| 令和6年 1月～令和6年 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営の準備 ・ 前任者からの引継ぎ ・ 年度別協定の締結 (3月) |
| 令和6年 4月 1日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による管理運営の開始 |

提出書類一覧

| | 書 類 名 | 備 考 |
|---|--|---|
| ア | 指定管理者募集に係る参加 意思表示書 | ・ 様式 1 |
| イ | 指定管理者指定申請書 | ・ 様式 2 |
| ウ | 身障センターの管理運営に 関する事業計画書及び収支 計画書 | ・ 身障センターの管理運営に関する事業計画書（様式 3） ・ 身障センターの管理運営に関する収支計画書（様式 4） |
| エ | 更生センターの管理運営に 関する事業計画書及び収支 計画書 | ・ 更生センターの管理運営に関する事業計画書（様式 5） ・ 更生センターの管理運営に関する収支計画書（様式 6） |
| オ | 定款又は寄附行為及び法人 登記事項証明書 | ・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 |
| カ | 申請書を提出する日の属す る事業年度の前年度におけ る団体の事業報告書、財産 目録、貸借対照表及び収支 計算書その他経営の状況を 明らかにする書類 | ・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・ 収支計算書又はこれに相当する書類については、前 3 事業 年度分 ・ 申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体に あつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体 にあつては、これらに相当する書類） |
| キ | 申請書を提出する日の属す る事業年度における団体の 事業計画書及び収支予算書 | ・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 |
| ク | 団体の概要を記載した書類 | ・ 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意 、A 4 判 2 枚以内） ・ 主たる事務所及び事務所所在地、基本金、従業員数、経営 理念、方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績 （社会福祉事業の活動実績を含む。） |
| ケ | 役員名簿 | ・ 申請書の提出日現在におけるもの |
| コ | 愛媛県税について、未納が ない旨の証明書 | ・ 地方局長が発行する県税に未納がない旨の証明書 ・ 提出日において発行の日から 1 か月以内のもの |
| サ | 法人税並びに消費税及び地 方消費税について、未納の 税額がないことの証明書 | ・ 税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）） ・ 提出日において発行の日から 1 か月以内のもの |
| シ | 印鑑証明書 | |
| ス | 提出書類のうち該当のない ものについての申立書 | ・ 様式 7 ・ 提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出 |

別添資料

障がい者スポーツ関係事業

障がい者スポーツ関係事業令和5年度委託料等

(単位：千円)

| 事業名 | 委託料等 |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 全国障がい者スポーツ大会派遣選手選考記録会 | 8,994 |
| (2) 全国障害者スポーツ大会派遣事業 | 19,126 |
| (3) 障がい者スポーツ協会表彰事業 | 221 |
| (4) 障がい者スポーツ講習事業 | 120 |
| (5) 障がい者スポーツ指導員養成事業 | 607 |
| (6) 全国障がい者スポーツ大会中・四国予選会開催事業 | 912 |
| (7) 障がい者スポーツ地域コーディネーター設置事業 | 6,076 |
| (8) 愛媛県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金 | 13,678 |
| (9) 障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金 | 7,500 |
| (10) 全国障害者スポーツ大会中・四国ブロック予選会出場費補助金 | 4,129 |
| (11) パラアスリート支援費補助金 | 5,000 |
| (12) タンDEM等サイクリング体験普及事業 | 3,177 |
| 計 | 69,540 |

I 障がい者スポーツ振興事業実施要領

(1) 全国障害者スポーツ大会派遣選手選考記録会（えひめパラスポ記録会）

1 目的

障がいのある選手が、継続して行っているスポーツ活動の成果を発揮するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。また、この記録会での記録は特別全国障害者スポーツ大会における愛媛県代表選手選考の参考とする。

2 内容

【個人競技】

(1) 実施競技

陸上競技、卓球競技（STTを含む。）、アーチェリー競技、フライングディスク競技、水泳競技、ボウリング競技、ボッチャ競技

(2) 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- ① 令和5年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者
- ② 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ③ 知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者又はその取得の対象に準ずる障害のある者。療育手帳の交付を受けていない者は、記録会参加時において、その取得の対象に準ずる障害のあることを証明する書類を提出できる者。

※次の内容の確認をもって、その取得の対象に準ずる障害の証明とする。

a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定の写し

b 医師の診断書

c 在籍（在学、通所、入所）又は卒業（退所）先の所属長による証明

- ④ 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、障害者自立支援法施行規則（平成18年省令第19号）第36条の規定による自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者。
- ⑤ 申込時において愛媛県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。
- ⑥ 全国障害者スポーツ大会への出場を希望する者で、県代表選手として選考された際には、特段の状況でない限り、全国障害者スポーツ大会へ出場できる者。
- ⑦ 主催者が講じる感染防止対策を遵守し、感染回避行動をとることができる者。

(3) 実施内容

各競技において次の種目を実施する。

- ① 陸上競技
50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、走高跳、立幅跳、走幅跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投（14種目）
- ② 卓球競技
一般卓球、サウンドテーブルテニス（2種目）
- ③ アーチェリー競技
リカーブ（50m・30m、30m・30m）、コンパウンド（50m・30m、30m・30m）（4種目）
- ④ フライングディスク競技
アキュラシー（ディスクリート5、ディスクリート7）、ディスタンス（座位、立位）（4種目）
- ⑤ 水泳競技
自由形（25m、50m）、背泳ぎ（25m、50m）、平泳ぎ（25m、50m）、バタフライ（25m、50m）、（8種目）
- ⑥ ボウリング競技（1種目）
- ⑦ ボッチャ競技（1種目）

【団体競技】

(1) 実施競技

精神障がい者バレーボール競技

(2) 出場資格・出場チーム

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- ① 令和5年4月1日現在、13歳以上の精神障害者
- ② 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により「精神障害者保健福祉手帳」取得者または、自立支援医療（精神通院受給者証）取得者のみとする。
- ③ 申込時において愛媛県内に住所（住民票のある地）を有する者（県内の施設、学校等に入所若しくは通所又は通学している者を含む）
- ④ 出場するチームは、チームとして一体的な活動を継続して行っている団体で、構成は男女混合とする。

(3) 実施内容

県下のチームが一堂に集まり予選大会を開催し、上位チームによる決勝大会を開催する。ただし、参加チーム数が少ない場合は、予選大会を開催しない。

(2) 全国障害者スポーツ大会派遣事業

1 目的

愛媛県内に居住する障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 派遣人数

総数 120 名

【個人競技】 50 名（選手 32 名、役員 18 名）

【団体競技】 70 名（選手 54 名、役員 16 名）

3 内容

(1) 結団式の実施

本県選手団の結団式を実施する。

(2) 特別全国障害者スポーツ大会への愛媛県選手団派遣

令和 5 年 10 月 28 日（土）から 10 月 30 日（月）にかけて鹿児島県で開催される特別全国障害者スポーツ大会に愛媛県選手団（選手及び役員）を派遣する。

4 実施日時・場所

(1) 結団式

日時：令和 5 年 10 月 26 日（木）

場所：愛媛県身体障がい者福祉センター

(2) 全国障害者スポーツ大会への愛媛県選手団派遣

期間：令和 5 年 10 月 26 日（木）～10 月 31 日（火）

場所：鹿児島県

5 実施方法

愛媛県障がい者スポーツ協会の事務局を運営し、協会事業を実施する社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団に経費の支出について委託して実施する。

なお、事業の進め方に疑義が生じた場合は、愛媛県と相談しながら進める。

6 実施主体

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会

(3) 障がい者スポーツ協会表彰事業

1 目的

県障がい者スポーツ協会が、障がい者スポーツの分野で活躍した功績が顕著である個人又は団体を表彰し、その栄誉を称えるとともに、障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。

2 対象

県内に在住する個人又は団体、県出身者、その他県と関係のある個人又は団体

3 表彰の種類

功労賞、優秀選手大賞、優秀選手賞、優秀指導者賞、全国障害者スポーツ大会監督賞

(4) 障がい者スポーツ講習事業

1 目的

障がい者がスポーツを通して心身の健康増進を図るとともに、障がい者スポーツに対する正しい理解と認識を深めるため、障がい者に対して講習を実施する。

2 内容

県内に居住する障がい者及びボランティアを対象として、障がい者に適するスポーツのルール、基本プレー、実技等の講習を行う。

- (1) 講習種目：①卓球、②バスケットボール、③バレーボール、④サッカー
- (2) 受講人員：1回20人程度とする。
- (3) 講習回数：各種目1回開催するものとする。（年間計4回）
- (4) 講習課程：受講者は、希望する種目を選択して受講するものとする。（何種目でも可）
- (5) 講習内容：ルール講習、基本プレー、実技等

3 実施方法

(1) 受講の申込等

ア 受講希望者は、障がい者スポーツ講習受講申込書により、愛媛県障がい者スポーツ協会に各講習日の1週間前までに申込みものとする。

イ 愛媛県障がい者スポーツ協会は、障がい者スポーツ講習受講申込書を受理したときは、障がい者スポーツ講習受講通知書により、受講申込者に通知するものとする。

(2) 受講料

受講料は無料とする。

(5) 障がい者スポーツ指導員養成事業

1 目的

県内における障がい者スポーツの振興を図るため、障がい者スポーツの指導者の養成を実施する。

2 内容

初級障がい者スポーツ指導者養成講習会の開催

(1) 受講対象者

18歳以上の県内在住者で、障がい者スポーツの振興に熱意と理解がある者（障害福祉サービス事業所・施設、学校又は地域において、障がい者スポーツの指導に従事しているか又は従事することを希望する者。）

(2) 受講予定人員

40名程度

(3) その他

研修カリキュラムについては、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定めた基準カリキュラムにより実施する。

(6) 全国障がい者スポーツ大会 中・四国予選会開催事業

1 目的

全国障害者スポーツ大会バレーボール競技（知的）の中国・四国ブロック代表を選出するための予選会を開催する。

2 内容

(1) 実施競技

知的障がい者バレーボール競技

(2) 参加資格

参加チーム及び選手は、次の全ての条件を満たすこと。

① 参加チームは、中国・四国地区各県および指定都市の代表チームとする。

② 出場選手は令和5年4月1日現在13歳以上の知的障害者であり、参加する都道府県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。

(3) 開催日時

令和5年6月10日（土）、11日（日）

愛媛県総合運動公園 体育館

II 障がい者スポーツ総合支援事業

(1) 障がい者スポーツ地域コーディネーター設置事業

1 目的

東・中・南予に障がい者スポーツ地域コーディネーター（以下、地域コーディネーター）を設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設とし、在校生、卒業生、地域の障がい者等が身近でスポーツを楽しめる場を提供する。

2 内容

(1) 障がい者スポーツ地域コーディネーターの設置（各地区）

(2) 体験交流会の開催（各地区）

(3) 地域の障がい者スポーツコーディネート（各地区）

3 地域コーディネーターの身分及び採用条件

(1) 身分

愛媛県障がい者スポーツ協会会長が委嘱するものとする。

(2) 採用条件

- ①障がい者スポーツに精通していること
- ②障がい特性に関し、深い理解があること
- ③週1回程度の体験交流会開催及び年3回程度の他地区コーディネーターとの合同の体験交流会の開催が可能であること。

(3) 留意事項

障がい者スポーツ地域コーディネーターの異動に関することは、あらかじめ県の承諾を得ること。

4 障がい者スポーツ地域コーディネーターの活動計画及び活動内容

- ① 今後の活動方針に関して、四半期ごとに活動計画書の提出
- ② 事業説明会を開催し、関係者に事業協力要請
- ③ 定期的（週1回程度）に体験交流会を開催
- ④ 他地区のコーディネーターと合同の体験交流会（年3回程度）を開催
- ⑤ 体験交流会等の活動内容について、障がい者スポーツ地域コーディネーター活動報告書により報告
- ⑥ 体験交流会等による活動成果について、四半期ごとに障がい者スポーツ地域コーディネーター活動成果報告書により報告

(留意事項)

- ・体験交流会は、様々なスポーツを県内幅広い地域で体験でき、対象者の年齢や障害種に偏りが出ないように考慮すること。

(2) 愛媛県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金

1 目的

障がい者スポーツの振興を推進する「県障がい者スポーツ協会」の運営支援に必要な経費を補助する。

2 内容

- ・人件費等、事務費（旅費等）

(3) 障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金

1 目的

個人競技及び団体競技チームの運営に要する経費を補助することにより、チームを存続させ、全国障害者スポーツ大会に向け、県内のチームのさらなる競技力向上を図る。

2 補助対象事業

(1) 基本補助額（300千円を上限）

- ・20チーム（個人競技8、団体競技12）が実施する、円滑なチーム運営及び育成・強化を図る次の事業
 - ①強化練習、②強化合宿、③県外遠征、④県外強豪チームの招へい、⑤チーム運営に要する経費

(2) 成果連動型 (300 千円を上限)

- ・ 20 チーム (個人・団体競技) のうち、年間活動回数 200 回以上の団体又は 12 競技チーム (団体競技) のうち、中・四国ブロック予選会で優勝し、全国大会出場が決定したチームを対象とし、チームの育成・強化を図る次の事業

- ①強化練習、②強化合宿、③県外遠征、④県外強豪チームの招へい、⑤チーム運営に要する経費

(4) 全国障害者スポーツ大会中・四国ブロック予選会出場費補助金

1 目的

個人競技及び団体競技チームの運営に要する経費を補助することにより、チームを存続させ、全国障害者スポーツ大会に向け、県内のチームのさらなる競技力向上を図る。

2 対象経費

バス借上代 (移動手段)、宿泊費、大会参加費

(5) パラアスリート支援費補助金

1 目的

パラリンピック競技大会及びデフリンピック競技大会の出場を目指すパラアスリートに対し、国際大会及び国内主要大会の出場等に要した経費の一部を支援する。

2 対象者

①トップパラアスリート区分

- ・ 東京パラリンピックにおいて、日本代表として選出されている者

②パラアスリート区分

- ・ 過去 3 か年度に日本代表及び日本代表候補 (年代別・カテゴリー別を含む) として選出されている者
- ・ 過去 3 か年度に国際競技大会又は全国大会において 8 位以内の入賞者
- ・ 過去 3 か年度に国内主要大会の標準記録等の突破または全国大会 8 位入賞相当の成績を収めた者
- ・ 競技に対する意欲や資質があり、今後の成長の可能性が高い選手で、競技団体から推薦があった者

3 補助対象経費

旅費 (海外渡航費含む)、宿泊費、国際大会及び主要国内大会等参加費 (保険料含む)、競技用補装具購入費、医科学的サポート費 (メディカルチェック費含む)、その他競技力向上に要する経費 ※コーチ、介助者等帯同者の旅費も含む

Ⅲ パラ・シニアサイクル推進事業

(1) タンデム等サイクリング体験普及事業

1 目的

タンデム自転車等を活用した障がい者サイクリングの普及を図ることで、健常者と一緒にスポーツを楽しむ「インクルーシブスポーツ」を促進するとともに、障がい者のサイクリングイベントを開催し、障がい者スポーツを通じた障がい者の社会参加を一層推進する。

2 内容

(ア) タンデムアドバイザーの設置

タンデム自転車に精通し、障がい者支援活動に取り組んでいる者をタンデムアドバイザーとして1名設置し、以下に関する指導及び助言を行う。

- ① タンデム自転車等の普及啓発
- ② タンデム自転車等を利用した障がい者の自立支援
- ③ 障がい者サイクリング（タンデム自転車等）体験会等への指導及び助言
- ④ タンデム自転車等を活用した新規事業の実施

(イ) 障がい者サイクリング（タンデム自転車等）体験会の開催

タンデムアドバイザーの指導・助言のもとで、障がい者がタンデム自転車等でしまなみ海道等を走行する体験会を開催する。

- ・実施場所：しまなみ海道等
- ・参加予定人数：150名程度
- ・参加予定者：視覚障がいや知的障がい等の障がい者（コーパイロット）、サポーター（パイロット）、タンデムアドバイザー、ボランティアスタッフ、看護師、手話・要約筆記者等
- ・実施回数：年2回